

疑義申立制度の導入に伴う技術者の専任及び現場代理人の配置の確認方法

本町では、これまでは、開札後、速やかに落札者を決定し、電子入札システムで落札通知書を発行しておりましたが、疑義申立制度の導入に伴って、開札後、保留期間及び疑義申立に対する調査期間を設けることから、落札候補者となる者が、この期間内に他の発注機関から工事を受注する可能性等を考慮し、平成29年10月以降に開札する案件から、次の手順により監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）の専任及び現場代理人の配置について確認を行うこととします。

《 平成29年10月以降の技術者の確認手順 》

- ① 町は、保留期間及び疑義申立に対する調査期間が終了し、落札候補者を決定した段階（くじ引きとなった場合は、くじを引いた後）で、建設業法に基づく技術者の専任及び現場代理人の配置について確認を行います。



- ② 町から連絡のあった落札候補者は、技術者及び現場代理人について必要な事項を記入した「配置予定技術者・現場代理人調書」を速やかに管財契約課へ提出してください。



- ③ 町は、提出のあった「配置予定技術者・現場代理人調書」に記載された技術者が、当該工事に専任できることについて、発注者支援データベースシステム・健康保険被保険者証等により確認する。



- ④ 町は、技術者の専任及び現場代理人の配置について確認後、電子入札システムにより落札決定通知を発行し、契約を締結します。

技術者の専任等が確認できないときは、当該入札における落札候補者を失格とし、契約を締結せず、町は、次点の落札候補者に技術者等の確認を行います。

なお、当初の落札候補者と同額で応札した者がいた場合は、電子入札システムで再度のくじ抽選ができないことから、町の指定する日に来庁いただき、くじ引きを実施した後、技術者等の確認を行います。

本様式の Word ファイルは、町ホームページの
契約関係書式のページにアップしています。

配置予定技術者・現場代理人調書

商号名称等		
契約件名		
工種		
現場代理人	氏名	(年 月 日生)
	雇用年月日	年 月 日
技術者	氏名	(年 月 日生)
	雇用年月日	年 月 日
	区分	
	資格等	
	工事経歴 ※実務経験による主任技術者を配置する場合等に記載	

※添付書類

- ・現場代理人：健康保険被保険者証等雇用関係が確認できる書類の写し
- ・監理技術者：監理技術者資格者証（表・裏）の写し、監理技術者講習修了証の写し
- ・主任技術者：健康保険被保険者証等雇用関係が確認できる書類の写し、資格証明書等の写し